

10月の法律相談は

10月31日(木) 13時～
事前の連絡をお願いします。
11月は19日(火) 13時～

何も言わずに反対とは！ 市民の思いをしっかりと受け止めて

市民から出された陳情がどのように審議されたか。総務企画常任委員会(9月12日)、都市経済常任委員会(9月18日)の傍聴記をイラスト風に書いてみました。

総務企画常任委員会 9月12日

議案3件と陳情が5件出されました。陳情では、消費税増税の中止を求めるものが1件、来年4月からの中止又は反対の3件の計4件が一括審議となりました。

消費税増税の中止を求める(反対する)意見書を国に提出することを求める陳情

A議員 平成24年8月に当時の3党合意があり一括法が公布されました。実施については「経済状況に鑑み」となっている。消費税そのものが問題がある。国民会議のメンバーに税理士が一人もいないのはなぜかという声がある。国政に關すること判断しにくい議員もいるだろうが、それぞれが市民のために判断すればいい。今のままで良いとは言いい切れない聖女状況だ。

B議員 増税目的は社会保障の充実、財政の健全化に使われる。

C議員 消費税は国民にまんべんなく課税され、税の公平化が図れる。賛成・反対の意見はどんなものにもある。など意見が出ました。

賛成1名、反対4名(欠席1)で不採択。

6名の委員のうち発言したのは3名だけ。反対するなら、理由を言うべきではないのか。議会は言論の場であるはずで、何の意見も言わずに単に立つか座るかすればいいってもんじゃないと思うのだが。

公契約条例の制定を求める意見書を神奈川県に提出することを求める陳情

厚木市では、厚木市公契約条例が昨年の12月議会で全会一致で可決され、平成24年12月25日に公布されました。市が発注する工事・委託契約について労働者の報酬下限額を定めるもの。今年4月1日(一部は平成25年1月1日)からの契約が対象と

なりますから、まだ実績はありません。

今陳情は建設業の団体から県も公契約条例を定めるよう求めるものです。

D議員 4月から実施して、条例のマイナスイメージは何か。

課長 事業者からも労働者からもマイナスイメージは聞いていません。

A議員 労働者と事業者の間で利害が異なる部分があり、ずいぶん誤解があるようだ。県が現在研究中。厚木市から実態を伝える事に協力する段階。継続を。

継続審査に賛成3、反対が2で継続審査に。

都市経済常任委員会 9月18日

議案10件(内市道認定・廃止が7件)と、陳情1件を審議しました。

建設業に従事するアスベスト被害者と遺族の早期救済、解決を図るよう働きかける意見書を国に提出する陳情

アスベスト(石綿)の被害は、日本では建設業就業者に広がり、裁判も行われています。

建設団体から建設アスベスト被害者と遺族が生活できるよう早期救済、解決を図り被害の拡大根絶の対策を国に求める内容です。全国的に被害が広がる中での陳情です。

E議員 東京地裁の判決はどうだったか。

F議員 市ではどの程度発生しているか。

G議員 厚木市内の公共施設でもアスベストを使っているものがある。なぜ、放っておくのか。

H議員 相談窓口は市が行っているか。

採決の結果は、賛成無しで不採択に。

厚木の実態はどうかに終始。厚木に被害者がいるかないかではなく、全国的視野で陳情審査をすべき。市民がどんな思いでこの陳情を出したのか考えてほしい。

市議会の第4回議会報告会

11月14日	小鮎公民館	19時～	玉川公民館	19時～
11月16日	睦合西公民館	10時～	荻野運動公園	19時～

党議員団の議会報告会を計画してください
公民館、個人のお宅など、どこでも結構です。